

栃木県看護協会

災害看護支援要綱

公益社団法人 栃木県看護協会

2021年2月19日改訂

～ 目次 ～

第Ⅰ章 総則

- 1.基本理念
- 2.活動目的
- 3.活動範囲
- 4.支援対象
- 5.災害サイクル

第Ⅱ章 用語の定義

- 1.災害とは
- 2.災害医療とは
- 3.災害看護とは
- 4.災害支援ナースとは

第Ⅲ章 災害時看護支援体制

第Ⅳ章 災害支援ナース派遣の仕組み

第Ⅴ章 災害時の体制

第I章 総則

1. 基本理念

栃木県看護協会は、栃木県内外に発生しうる災害を想定し、県災害対策本部、日本看護協会、県医師会と連携を持ち、円滑かつ適切な支援活動をする。

2. 活動目的

- 1) 災害発生時に被災地域の住民及び会員が必要とする支援内容を把握し、組織的な支援体制で災害医療、看護支援を行う。
- 2) 平時より会員に対し災害教育を行うと共に、被災地における円滑な活動ができるよう日本看護協会及び県・市町村が実施する合同防災訓練に参加し、災害対応能力の向上を図る。

3. 活動範囲

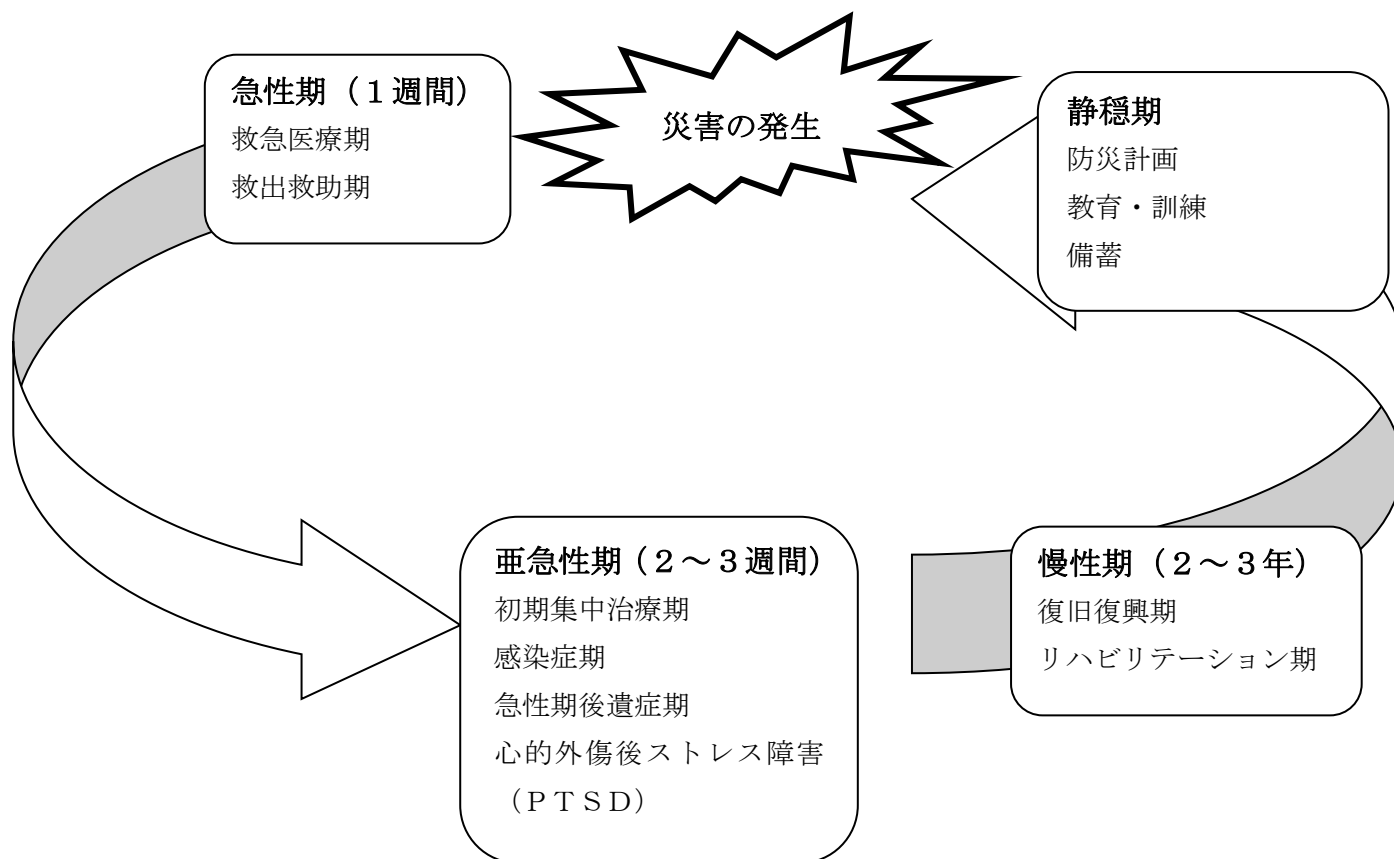
災害対応区分に添った範囲（表1）

4. 支援対象

被災地域住民

看護職全体

5. 災害サイクル



第Ⅱ章 用語の定義

1. 災害とは

「天災や人災と呼ばれる、不測の時に多くの人々の生命や健康が著しく脅かされる状況」を災害という。災害は一時的な人命や健康への脅威だけでなく、私的財産や公的施設が失われたりすることに伴う二次的な生命や健康への脅威を含む。

2. 災害医療とは

災害によって生ずる健康問題の予防と、素早い救護、復興を目的として行われる共同応用科学ということができ、救急医療・感染症学・公衆衛生・地域保健などさまざまな分野や、総合的な災害管理にかかわる分野が共同するものである。

3. 災害看護とは

災害に関する看護独自の知識や技術を体系的にかつ柔軟に用いるとともに、ほかの専門分野と協力して、災害の及ぼす生命や健康への被害を極力少なくするための活動を展開する。

4. 災害支援ナースとは

災害時看護支援ネットワークシステムに基づき、都道府県看護協会に登録し、看護職能団体の一員として被災地に派遣される看護職であり、被災者が健康レベルを維持できるように適切な医療・看護を提供する。また、被災した看護職に心身の負担を軽減し支えるよう努める。

第Ⅲ章 災害時看護支援体制

1. 対策本部の設置

栃木県看護協会は、災害が発生したら直ちに災害対策本部設置の必要性を検討し、必要性が確認されたら栃木県災害対策本部の情報を基に、栃木県看護協会内に対策本部を設置する。

- 1) 県看護協会対策本部は、県災害対策本部、日本看護協会、県医師会等と連携を図る。
- 2) 県看護協会対策本部長には、県看護協会長がその任にあたる。
- 3) 県看護協会対策本部長は、支援活動調整本部長を兼務する。
- 4) 県看護協会対策本部長は、情報収集責任者、災害支援ナース調整責任者、物資支援責任者を三役から任命する。

2. 責任者の役割

1) 支援活動調整本部長の役割

- (1) 情報収集責任者・災害支援ナース調整責任者・物資支援責任者と連携を密にし、支援活動の指揮をとる。
- (2) 可能な限りメディアを用いて、看護支援活動の情報提供を積極的に行う。

(3) 被災状況や災害支援に関する記録を残す。

(4) 日本看護協会への情報提供・報告をする。

2) 情報収集責任者の役割

(1) 県災害対策本部・日本看護協会と連携を取り、被災地の被害状況などの情報を収集する。

(2) 被災地に必要な災害支援ナース数を把握する。(災害看護マニュアル 様式1 参照)

(3) 被災地の必要物資を把握する。

(4) 被災地の状況を整理し集約する。

3) 災害支援ナース調整責任者の役割

(1) 各施設、個人登録の災害支援ナースの活動可能な人数の把握をする。(災害看護マニュアル 様式2 参照)

(2) 情報収集責任者と連携を取り、被災地の医療機関・社会福祉施設・福祉避難所の何処に何人の災害支援ナースを派遣するかを決定する。

(3) 災害支援ナースの派遣一覧表を作成する。(災害看護マニュアル 様式3 参照)

(4) 災害支援ナース派遣にあたっては、必要な心構えや準備について「災害看護支援の役割と心得」を参照し出発前に派遣者に対しオリエンテーションを実施する。(災害看護マニュアル 資料1 参照)

4) 物資支援責任者の役割

(1) 災害看護支援のために財源の確保・管理・運営をする。

財源を確保するために、義援金・寄付金を募る。必要に応じて被災地への支援に役立てる。

(2) 災害支援ナースの活動に必要な物品を確保・提供する。

(3) 県災害対策本部・県医師会・情報収集責任者と連携をとり、どこに何を支援するか調整・決定する。

3. 災害支援ナースの役割

災害時看護職が不足している、医療機関・社会福祉施設・福祉避難所等に対して直接支援活動を行う。

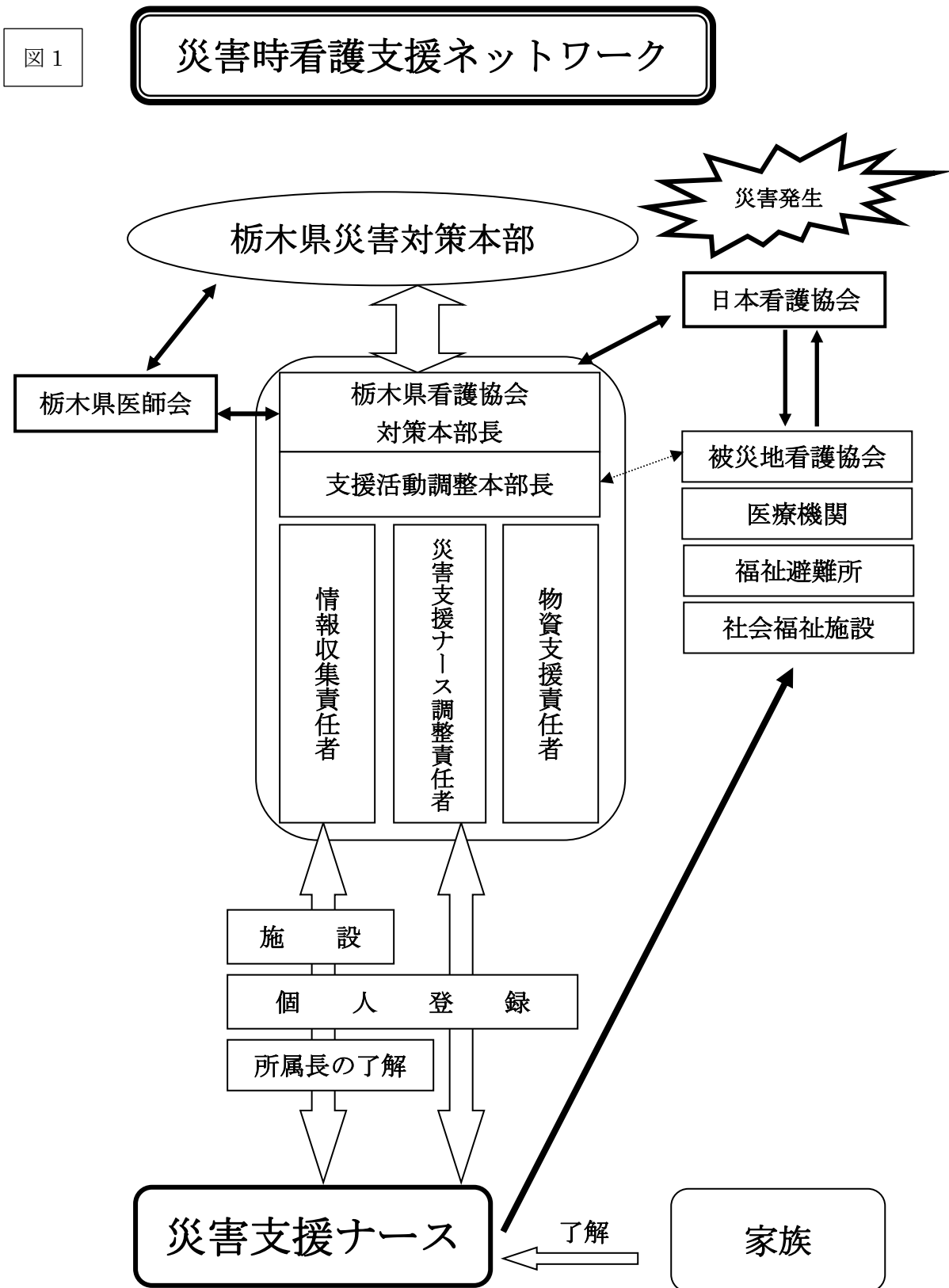
1) 栃木県看護協会より指示された救護班に入り、救護活動を行う。

2) 出動時・現地到着時・活動時・活動終了時は県看護協会、所属機関等に情報の提供を行う。また現地に到着した旨を被災地の依頼機関に報告し活動の指示を受ける。

第IV章 災害支援ナース派遣の仕組み

1. 災害支援ナース派遣の基本的な考え方（図1 参照）

栃木県看護協会は、栃木県災害対策本部、栃木県医師会、日本看護協会と連携しネットワークを構築し活動をすすめていく。



2. 災害時支援の対応区分（表1）

災害対応区分	災害支援ナースを派遣する 看護協会	派遣調整
レベル1（単独支援対応） 被災県看護協会のみで看護 支援活動が可能な場合	被災県看護協会が災害支援 ナースを派遣する	被災県看護協会
レベル2（近隣支援対応） 被災県看護協会のみでは困 難または不十分であり、近 隣県看護協会からの支援が 必要な場合	被災県看護協会および近隣 県看護協会が災害支援ナース を派遣する	日本看護協会
レベル3（広域支援対応） 被災県看護協会および近隣 県看護協会のみでは困難ま たは不十分であり、活動の 長期化が見込まれる場合	全国の都道府県看護協会が 災害支援ナースを派遣する	日本看護協会

第V章 災害時の体制

1. 栃木県が被災地の場合（図2 図3参照）

1) 災害対策本部の設置

栃木県看護協会は、災害発生時直に本部設置の必要性を検討し、必要性が確認された場合は、協会内に災害対策本部（以下本部とする）を設置する。なお、災害状況により協会所在地に対策本部の設置が不可能な場合は、協会長の判断により栃木県看護協会研修センター内に設置する。

(1) 設置基準

- ① 栃木県が災害対策本部を設置した場合（県内発生）
- ② 日本看護協会からの要請があった場合（県外）
- ③ その他協会長が必要と判断した場合

本部設置場所

公益社団法人栃木県看護協会

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 4階

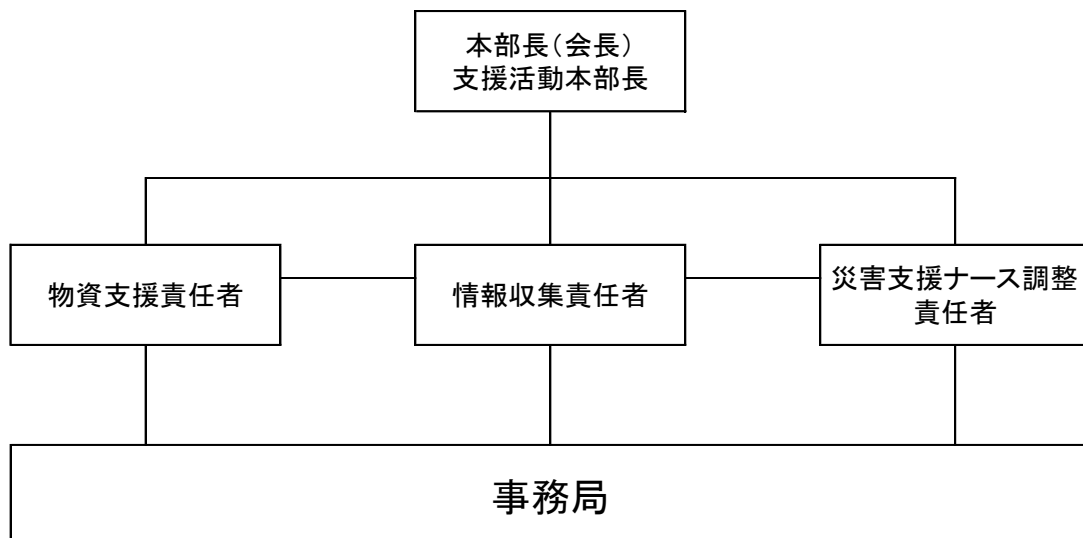
TEL 028-625-6141 FAX 028-625-8988

看護協会メールアドレス info@t-kango.or.jp

(2) 組織

- ① 本部長 栃木県看護協会会長とする
- ② 災害対策本部の構成
 - ア 常任理事と専務
 - イ 事務局長
 - ウ 看護協会立訪問看護ステーション所長
 - エ 災害対策本部から指示を受けた職員
- ③ 本部長の任命により以下担当者を置く
 - ア 看護担当副本部長
 - イ 事務局担当副本部長
 - ウ 災害担当理事
 - エ 物資支援責任者
 - オ 情報収集責任者
 - カ 情報収集ナース（地区理事、支部長、協会立訪問看護ステーション所長）
 - キ 災害支援ナース調整責任者
- ④ 災害対策本部は、栃木県および日本看護協会と連携を密にして、円滑な対策を図る。
- ⑤ 災害対策本部設置時、本部長は必要に応じてその旨を諸機関、報道機関に通報する。

災害対策本部組織図



2) 災害対策本部の役割

(1) 本部長の役割

- ① 本部の業務を総括し災害支援対策の審議決定を行う。
- ② 情報収集責任者・災害支援ナース調整責任者・物資支援責任者と連携を密にし、支部活動の指揮をとる。
- ③ 可能な限りメディアを用いて、看護支援活動の情報提供を積極的に行う。
- ④ 被災状況や災害支援に関する記録を残す。
- ⑤ 日本看護協会への情報提供・報告を行う。
- ⑥ 災害担当理事の報告を受け、本部の解散を宣言する。

(2) 副本部長の役割

- ① 災害発生時、一連の行動にあたってリーダーシップをとり、支援活動を円滑に推進する。
- ② 情報収集、伝達を行うとともに、県内関係機関及び日本看護協会との連絡調整を行う。
関係機関
・ 栃木県災害対策本部
・ 日本看護協会
・ 都道府県看護協会
・ 栃木県看護協会各支部（宇都宮地区、県西地区、県東地区、栃木支部、小山地区、県北地区、安足地区）
- ③ 県内の被災状況を確認し、災害派遣要請などの窓口となり調整を行う。
- ④ 日本看護協会「災害支援ナース派遣要綱」の手順に沿って、県外からの災害支援ナースの連絡窓口となり、日本看護協会、都道府県看護協会との連絡調整をする
- ⑤ 栃木県の担当者と協議し、避難所の所在地や必要物品などの確認を行う。
- ⑥ 災害支援ナースの宿泊場所、飲料水等の確認を行う。
- ⑦ 被災・被害状況の情報分析（会員の安否確認）を行う。
- ⑧ 会長と協議しマスコミ対応を行う。

(3) 災害担当理事の役割

- ① 県内医療機関からの派遣要請を受け、災害支援ナースを選出する。
災害支援ナースを派遣する場合は、下記の項目について検討を行い、適切な人材を選出する。
ア 栃木県看護協会の会員である者
イ 災害看護の研修に受講し、災害支援ナースとして登録している者
ウ 災害サイクルに添った看護の専門領域を有する者
エ 災害は多大なストレスをもたらすので、心身の健康管理ができる者

オ 職場・家族の協力が得られる者

カ 共同生活となるため協調性が得られる者

② 県内被災地は災害支援ナースの派遣準備を行う。

③ 副本部長の指示で他県からの災害支援ナースの受け入れの実務を行う。

ア 集合場所、宿泊場所を決定し、必要物品の確認を行う。

イ 災害支援ナース受け入れ施設と宿泊場所等について協議する。

④ 栃木県看護協会の派遣手順に準じて連絡調整を行う。

⑤ 支援終了後各責任者から活動報告を受け、記録として保管する。

⑥ 災害支援に携わった災害支援ナースのターミネーション、デブリーフィングの実施計画を立て、開催する。

⑦ 災害看護委員会の協力を得る。

(4) 物資支援責任者の役割

① 財源の確保・管理・運営をする。

財源を確保するために、義援金・寄付金を募る。必要に応じて被災地への支援に役立てる。

② 災害支援ナースの活動に必要な物品を確保・提供する。

③ 県災害対策本部・県医師会・情報収集で責任者と連携をとり、どこに何を支援するか調整・決定する。

(5) 情報収集責任者の役割

① 県災害対策本部・日本看護協会と連携をとり、被災地の被害状況等の情報を収集する。

② 被災地に必要な災害支援ナース数を把握する。

③ 情報収集ナースは支部の役員と協働し、担当地域の被災状況や医療看護ニーズ等の情報を、災害マニュアル様式8を用いて収集する。

④ 随時、協会内の情報収集責任者に報告する。

(6) 災害支援ナース調整責任者の役割

① 各施設の災害支援ナースの活動可能な人数の把握をする。

② 災害支援ナースの派遣調整をする。

③ 災害支援ナース（県内外）派遣中は、直接災害支援ナースとの連絡窓口となる。

④ 必要物資の調達を、物資支援責任者と調整する。

⑤ 災害支援ナースより活動報告を受け、災害担当理事に報告する。

2. 他県が被災地の場合

1) 栃木県看護協会の役割

(1) 栃木県看護協会長は、日本看護協会からの要請を受けて、災害担当理事に災害派遣支援体制を整えるよう指示する。

- (2) 各施設、個人登録の災害支援ナースの活動可能な人数の把握をする。(災害看護マニュアル 様式2参照)
- (3) 災害支援ナース候補者リストを作成し、日本看護協会へ報告する。(災害看護マニュアル 様式3参照)
- (4) 日本看護協会から返信された災害支援ナースの派遣シフト表を確認し、各施設へ通知する。
- (5) その他 必要に応じて「栃木県が被災地の場合」に準じて活動する。

3. 災害支援ナースの派遣期間及び身分保障

1) 派遣期間

原則3泊4日

2) 身分保障

- ① 職場との関係：支援活動中の取り扱いや身分保障の取り扱いがどうなるのか確認しておく。(出張・有給休暇・職務専念義務の免除など)
- ② 保障：出張である場合、身分保障は所属機関により行われる。
県看護協会は独自にボランティア保険に加入する。
- ③ 所属：県看護協会所属となる。

4. 災害支援ナースの受け入れ時の対応

災害時支援の対応区分レベル2・3と判断された場合は、県外からの災害支援ナースを受け入れる。

1) 手順

- (1) 栃木県看護協会内に災害対策本部を設置
- (2) 栃木県災害対策本部等への参画
発災時に、栃木県災害対策本部が立ち上がったことを確認し、参画する。
- (3) 情報収集(災害マニュアル 様式8)
 - ① 役員間の安否確認、協会施設の被害状況を確認する。
 - ② その他の被害状況を確認する。
 - ・地域の被災状況を確認する。
 - ・平時にリスト化しておいた連絡先を基に各地区理事に連絡し被害状況の確認を行う。
 - ③ 被災施設に支援の必要性を確認する。
 - ④ 栃木県、市町村からの派遣要請を受ける。
- (4) 災害支援ナースの派遣要請(依頼)の協議
- (5) 日本看護協会に災害支援ナース要請を行う。(被災地、被災状況によっては、県内の災害支援ナースの派遣についても検討する。)
- (6) 災害支援ナースの派遣要請をした施設との調整

- ① 現地で連絡をとるスタッフの氏名・所属・電話番号・安全な交通ルート・ライフライン（電気・ガス・水道）・滞在期間中の寝具・食事・保清などについて情報収集を行う。
 - ② 派遣ナースの受け入れ体制の整備について依頼する。
- (7) 派遣要請（依頼）施設への情報提供
- ① 栃木県看護協会が実施するオリエンテーション
 - ・県内の被災状況
 - ・派遣先の施設について
 - ・派遣先（活動場所）の本部の指示に従い業務を担当する
 - ② 派遣施設でのオリエンテーション
 - ・本部体制と担当責任者
 - ・派遣先周辺の被災状況
 - ・滞在中の生活について
 - ・緊急連絡先
 - ・活動場所と業務
- (8) 災害支援ナースの活動の調整
- 状況に応じて適宜調整を行う。

図2

災害支援ナース派遣手順（被災地への派遣）
栃木県内で災害が発生した場合（レベル1）

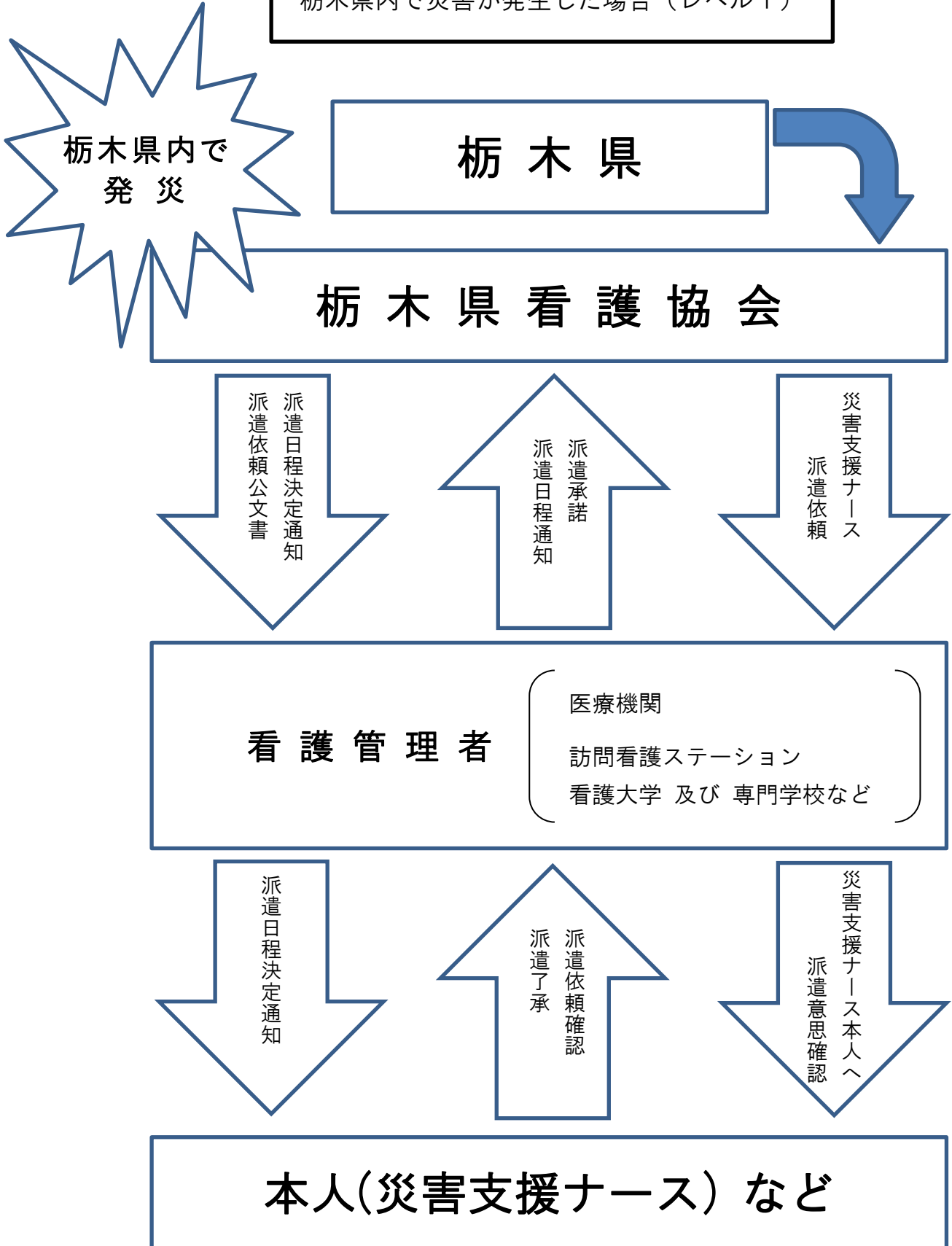


図3

災害支援ナース派遣手順（被災地への派遣）
栃木県内で災害が発生した場合（レベル2、3）

